

2017年6月28日

民事再生手続開始決定に関するお知らせ

平成29年6月26日付「民事再生手続開始の申立て等に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社並びにタカタ九州株式会社及びタカタサービス株式会社は、平成29年6月26日に東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立てを行い受理されましたが、本日、同裁判所より、民事再生手続開始決定がなされましたので、お知らせいたします。

1. 民事再生手続開始決定

タカタ株式会社	平成29年（再）第20号	再生手続開始申立事件
タカタ九州株式会社	平成29年（再）第21号	再生手続開始申立事件
タカタサービス株式会社	平成29年（再）第22号	再生手続開始申立事件

2. 民事再生法による今後の予定

① 再生債権の届出期限	平成29年8月25日
② 財産査定書・報告書の提出期限 (民事再生法124条、125条)	平成29年10月12日
③ 認否書の提出期限	平成29年10月30日
④ 再生債権の一般調査期間	平成29年11月6日から 平成29年11月13日まで
⑤ 再生計画案の提出期限	平成29年11月27日

(注) 上記日程につきましては、今後の手続の進行により変更となる可能性があります。

今後当社は、同時に再生手続の申立てを行った各子会社とともに、東京地方裁判所及び監督委員の監督並びに米国デラウェア州連邦破産裁判所の下、当社グループ全体の事業の再生に向けて全力で取り組む所存です。

以上